

第二期計画の評価について

資料の説明

- ・第二期計画の評価として、重点事業ごとに取組の実施状況を「拡充」「見直し」「継続」で整理しました。また、今後新たに取り組んでいきたい事業を「新規」で区分しています。
- ・区分が「継続」になっている事業以外は、「継続」でない理由を横の列に記載しています。

目次

基本目標Ⅰ 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築	3
施策（１）相談支援・情報提供の充実	3
施策（２）地域における子育て支援の充実	4
施策（３）保育等の受け入れ体制の充実	5
施策（４）子どもの健全育成	6
基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり	7
施策（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	7
施策（２）食育の推進	8
施策（３）思春期保健対策の充実	9
施策（４）医療の充実及び医療と保健の連携	10
基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備	11
施策（１）次代の親の育成	11
施策（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実	12
施策（３）健やかな心身の育成	14
施策（４）家庭や地域の教育力の向上	15
施策（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	16

基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり	17
施策（１）良好な居住環境の確保.....	17
施策（２）安全・安心な環境の整備	18
施策（３）経済的負担の軽減.....	19
基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和の支援	20
施策（１）家庭と仕事の両立支援.....	20
基本目標Ⅵ きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援.....	21
施策（１）児童虐待防止対策の充実	21
施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	23
施策（３）障がい児施策の充実	24
施策（４）外国人住民への子育て支援の充実.....	25
施策（５）子どもの貧困対策の推進	26

基本目標Ⅰ 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

施策（１）相談支援・情報提供の充実

子どもや子育てに関する様々な相談に迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう相談員の人員・資質両面での強化を図ります。また、子ども・子育てに関する情報発信については、必要な情報がすぐ手に入るよう積極的に提供していきます。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
①	★子育て世代包括支援センターの運営	「第５章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を行う総合相談窓口を設置する。		継続	
	利用者支援事業 基本型	子ども及びその保護者等がニーズに応じて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者支援員等が、身近な場所で、利用者目線の寄り添い型の支援を実施する。	子育て支援課	継続	
	利用者支援事業 母子保健型	妊娠期から主に乳幼児期までの総合相談支援を行うとともに、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と連携して支援プランを策定することにより、切れ目のない、きめ細かな支援を実施する。	健康推進課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・利用者支援事業について、基本型と母子保健型の連携をどのように強化するか検討すべき。
- ・事業を円滑に進めていくためのシステム作りや、人材の確保が重要。
- ・利用者支援事業から、他の事業にどのようにつなげていくのかについて、検討する場を設けた方がよい。

施策（２）地域における子育て支援の充実

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高め、地域における身近な交流の場の確保に努めます。また、市民団体や関係機関との連携強化、ボランティアの養成・支援等を実施し、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会をめざします。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②	★地域子育て支援 拠点事業	「第５章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、乳幼児と保護者同士の交流の場、育児相談の場等を提供する。	子育て支援課	拡充	実施箇所数を増やしていく
③	親子の絆づくり プログラム (ＢＰプログラム)	生後２か月～５か月の第１子をお育て中であるお母さんと赤ちゃんを対象に、少し先を見通した子育ての基礎知識を学びながら、気の合う仲間をみつけ、親子のきずなを育てていくプログラム。親育て、リスクのある母子の発見と継続的なフォローを実施。	子育て支援課	継続	
	親の居場所事業		子育て支援課	新規	新規に実施予定



第１回会議における委員からの主な意見等

・特になし

施策（３）保育等の受け入れ体制の充実

待機児童の解消に向け、教育・保育事業の整備を行うとともに、保育の受け皿拡大を支える人材の確保に向けた取組を推進します。また、少子高齢化にともなう核家族化の進展、共働き家庭の増加等を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、多様な教育・保育サービスを提供します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	
④	★教育・保育事業 （保育所等の体制整備）	「第５章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、市内全域に教育・保育事業の整備を行い、待機児童を解消する。	幼児課	拡充	・保育所に入所している短時間認定の保護者を令和６年度から実施する公立幼稚園における預かり保育において就労支援・子育て支援ともに受け入れていくことで、保育所、認定こども園の長時部の待機児童解消につなげていく。 ・幼稚園の預かり保育においては定数の拡充に努めていく。
⑤	保育士等の確保	就職率や定着率を向上させ、保育士等の確保を図る。	幼児課	見直し	正規職員採用の年齢の引き上げや研修の充実などの工夫をしていく。
⑥	認定こども園の普及推進	すべての子育て家庭に対して教育・保育を提供できる施設であることを踏まえ、地域の実情を勘案しつつ、普及促進を図る。	幼児課	拡充	大型分譲地開発に伴い、令和７年度に北里学区に認定こども園の開園
⑦	教育・保育施設の整備・改修	就学前児童に快適な教育・保育環境を提供できるよう、施設の普及・促進の方針に従って施設の整備及び改修等を図る。	幼児課	拡充	大型分譲地開発に伴い、令和７年度に北里学区に認定こども園の開園
	一時預かり（重点ではないが）		幼児課	新規	空き教室を利用し、未就園児の一時的な預かり事業を実施することで子育て支援につなげていく。



第１回会議における委員からの主な意見等

・発達・療育に対する知識経験を有する保育士の確保が重要。

施策（４）子どもの健全育成

すべての就学児童に対し、多様な放課後の居場所を提供します。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等について検討します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑧	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための計画を策定する。	生涯学習課	継続	
⑨	放課後子ども教室	利用可能な教室（余裕教室）等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供する。また、放課後児童クラブとの連携を進める。	生涯学習課	見直し	放課後子ども教室は、コミュニティセンター・自治会館・学校の空き教室など地域ごとに様々な場所にて開催されていることから、実情に沿った表記に改める。
⑩	★放課後児童健全育成事業	「第５章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、適切な遊び及び生活の場を提供する。	子育て支援課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

・放課後子ども教室、放課後児童クラブについて、人員確保や多様なニーズへの対応など、子ども達の居場所の確保がますます重要になってくる。

基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり

施策（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠・出産・新生児期を通じ、医療機関・母子保健分野の連携を深め、切れ目のない支援を行います。また、健康診査や相談を通して、疾病や支援の必要な発達特性の早期発見と親子の健康維持に関する取組を進め、きめ細やかに育児不安の軽減を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑪	産前産後サポート事業・産後ケア事業	医療機関や助産師等と連携して、妊娠期から生後１歳未満の子をもつ親に対して支援を実施し、育児不安の早期解消を図る。	健康推進課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・利用できる対象が限られており、実費負担も大きいので改善すべき。
- ・周知不足であり、充実が必要。

施策（２）食育の推進

心身ともに成長する学齢期において、正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう食育を推進して、子どもの健全な発育と成長、健康づくりを支援します。また、地産地消の取組を通じて地域や環境問題への意識も高めます。

【 重点取組と目標 】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑫	正しい食習慣の啓発 (食育教室等)	子どもや子育て家庭（妊産婦等を含む）に対し、食事と健康との関係、食事マナー等について啓発し、「食を選ぶ力」、「食べる力」の育成を図る。	幼児課（子育て支援課、学校教育課、学校給食センター、健康推進課）	拡充	・給食訪問を実施し、各園の実態を把握するとともに、課題解決に努める。 ・自園給食においても残食量の減少に努める



第1回会議における委員からの主な意見等

- ・給食残食量について、就学前施設では、幼稚園のみが対象になっているが、保育園やこども園も対象に加えた方がよいのではないか。

施策（３）思春期保健対策の充実

思春期の保健対策として、性や性感染症等に関する正しい知識の普及を図ります。また、性に関する教育や思春期保健に対する、教職員の資質向上を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑬	小・中学生や保護者に向けた正しい知識の普及・相談	妊娠前から、性や性感染症、出産適齢期等、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図る。 学校では個別指導の充実も図る。	健康推進課 学校教育課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・性教育について、男女一緒に受けた方がよいと。

施策（４）医療の充実及び医療と保健の連携

安心して妊娠、出産期を過ごせるよう、周産期医療、保健対策の充実を図ります。また、必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑭	医療・保健ネットワークの整備	地域ケア会議等の実施により医療・保健の連携に関する課題整理と課題解決に向けた取組を進める。	健康推進課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

・特になし

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

施策（１）次代の親の育成

これから親になっていく人たちが、子どもを産み育てることに、喜びや楽しみを感じることができるよう、啓発を進めます。また、子育てについて学ぶ機会を提供し、家庭の子育て力、教育力を強化する支援や環境づくりを進めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑮	家庭教育支援	子育てサロンや講座を開催し、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設けることで、家庭教育の支援を行う。	生涯学習課	継続	



第1回会議における委員からの主な意見等

・特になし

施策（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実

教育・保育の場において、子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成に向けた取組を推進します。

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
①⑥	効果的な研修システムの構築	公私立を問わず、幼稚園教諭や保育士の研修を整理・体系化し、効果的な研修システムの構築を行い、人材育成を図る。	幼児課	拡充	令和４年に幼児教育センターを設置したことによる資質向上に向けた研修等の見直しや内容の充実をしていく。
①⑦	小・中学校外国語活動推進事業	ALT（アシスタント・ランゲージ・ティチャー）の人員維持および教員の指導力向上による、英語力の向上と国際理解教育の充実を図る。	学校教育課	継続	
①⑧	ふるさと学習	近江八幡市第１次総合計画「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」および 近江八幡市教育大綱「『子ども』が輝き 『人』が学び合い ふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する 元気なまち 近江八幡」を実現するために、各校園において特色ある教育活動を推進する。	学校教育課 図書館	継続	
①⑨	読書活動の推進	図書館見学や職場体験等を通じ、読書への興味及び学ぶ意欲の向上をめざし、図書館教育の充実を図る。	学校教育課 図書館	継続	
②⑩	「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」の推進	生涯にわたり心身ともに健康に生きるため「早寝・早起き・あさ（あいさつ）・し（食事）・ど（読書）・う（運動）」運動を学校・地域・家庭で引き続き推進していく。	幼児課 学校教育課	拡充	就学前施設においてもアンケート調査を実施していく。
	SDGs推進事業		企画課	新規	企画課では、SDGs 出前講座や取組事例集の発行等を通じて、市民への普及・啓発を図っています。令和５年度には子ども向けのSDGs 出前講座を実施しており、今後は、「子ども

					も・次世代」という視点も重視していきたいと考えています。
--	--	--	--	--	------------------------------



第1回会議における委員からの主な意見等 ・特になし

施策（３）健やかな心身の育成

児童・生徒の不登校・いじめ・問題行動等について、相談活動を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子どもをサポートしていきます。また、多様な体験の場や学びの機会を提供し、子どもの力を伸ばす取組を充実させます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②①	教育相談活動 「相談室１・２」	【相談室１】教育相談室において、電話・面談による不登校・いじめ・問題行動に関する相談を行い、必要時は、学校や専門機関と連携をとり、支援を行う。 【相談室２】臨床心理士によるカウンセリングやプレイセラピー等の心理療法や心理検査を実施する。	教育研究所	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等
・特になし

施策（４）家庭や地域の教育力の向上

家庭・地域が学校と協働して、地域と学校の教育力を向上させ、子どもたちの豊かな成長を一体となって支えます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②②	コミュニティ・ スクール推進事業	市内の公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」とする。 学校と地域住民が協働して学校と地域の教育力を高める。	生涯学習課	継続	



第1回会議における委員からの主な意見等

・特になし

施策（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、これらの有害環境への対策を行いながら、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響について指導を進めていきます。
また、携帯電話やネット犯罪予防対策として、関係機関と連携し、適切な取扱方法を啓発していきます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②③	携帯電話・ネット犯罪予防対策 スマホ・SNS等の適切な使用 に関する学習	PTA や警察等関係機関と連携を取りながら、アンケート等で携帯電話の使用状況等を把握し、講演会・チラシ等により IT 機器の健全な取扱を啓発する。	学校教育課	継続	



第1回会議における委員からの主な意見等

・特になし

基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

施策（１）良好な居住環境の確保

誰もが安心して、楽しく子どもを育てられるまちづくりを推進するため、公園や居住環境等の計画的な整備を進めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②④	公園等の整備	子ども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備や、憩いの空間づくりを計画する。	都市計画課	継続	



第1回会議における委員からの主な意見等

・特になし

施策（２）安全・安心な環境の整備

安全・安心な子育て環境をめざし、通学路の安全対策、交通環境の整備、防犯・防災対策等を実施します。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
㊸	歩道・通学路の安全対策	歩道のバリアフリー化や通学路対策として危険な箇所の改善等を行い、安全を確保する。 また、まちづくり協議会等から情報収集した箇所について、学校、警察・県東近江土木事務所・市交通政策課等関係機関が合同点検を実施し、点検結果をうけて安全対策会議を開く。	土木課 学校教育課	継続	
㊹	安心安全メール配信事業	事件や不審者情報について、連絡体制網「タウンメール」により伝達する。	人権・市民生活課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

・特になし

施策（３）経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成や児童手当等の施策を実施します。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
②⑦	子ども医療費助成	小学校・中学校就学児の通院・入院医療費の負担金 （保険診療に限る）を助成する ※平成 31 年 4 月より通院医療費の現物給付開始（所得制限有り）	保険年金課	継続	



第 1 回会議における委員からの主な意見等

・特になし

基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和の支援

施策（１）家庭と仕事の両立支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」についての周知・啓発を行い、家庭と仕事が両立できる環境づくりに向けて取り組みます。また、子育てへの父親参加を促進するため、学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
⑳	事業所への啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて関係団体等と連携して、企業力強化の位置づけによる啓発を行い、働き方の見直しを推進する。	商工振興課	継続	
㉑	男性の子育て参加への啓発	男性の育児参加を後押しするための啓発を行う。	子育て支援課	継続	



第1回会議における委員からの主な意見等

- ・ワークライフバランスについて、仕事が忙しいから子育てがしんどいという状況になっている。
- ・女性の就労率が上がるにつれ、女性が担っていた地域活動の参加率が下がっていると感じる。職場の中で地域活動に参加できるような仕組みができればよい。

基本目標Ⅵ きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

施策（１）児童虐待防止対策の充実

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備を見据え、体制の強化を図ります。また、子どもに関わる様々な機関や地域、子どもや保護者を含む市民全体に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
③⑩	近江八幡市要保護児童対策地域協議会	関係機関等と連携・協働して、児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討を行う。また、虐待防止に関する啓発を行う。	子ども家庭相談室	継続	
③⑪	★養育支援訪問事業 (専門的相談支援・育児家事援助)	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して家庭訪問支援を行うことで、育児の負担感の軽減、養育の安定、虐待防止を図る。	子ども家庭相談室	見直し	子育て世帯訪問支援事業に変更予定 健康推進課の専門支援と分離させる
		「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、健やか親子21計画と緊密な連携をとりながら、必要な対象者に漏れなく支援が提供できるよう体制の整備に努める。	健康推進課	見直し	
③⑫	子ども家庭相談室事業	電話・窓口相談や家庭訪問等を行う。また虐待通告後、各関係機関と連携しながら対応・支援を行うとともに、相談窓口の周知、虐待防止の啓発活動を行う。	子ども家庭相談室	継続	
	こども家庭センター		子育て支援課 子ども家庭相談室	新規	新規に実施予定



第1回会議における委員からの主な意見等

- ・養育支援訪問について、利用できる人が限られるため、利用のハードルを低くすべき。
- ・養育支援訪問について、達成目標を件数ではなくどのような支援をしたかで判断すべき。
- ・養育支援訪問について、健康診断未受診や定期予防接種の実施漏れがある家庭はリスクが比較的高いと思うので、積極的に把握し、保健師の訪問につなげるべき。

施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県の制度に基づき、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 重点取組と目標 】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
③③	母子・父子自立支援体制の整備 （総合的・包括的な相談支援）	自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行う。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図る。	子育て支援課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・ 貧困の計画を加える際に、ひとり親家庭の内容を加えていくべき。

施策（３）障がい児施策の充実

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
③④	児童発達支援事業の充実	発達障がい児の増加に対応した、事業の利用枠の確保や実施日の拡大等を推進する。	発達支援課	継続	
③⑤	保育所等訪問支援事業の充実	障がい児が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等を行い、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進する。	発達支援課	継続	
③⑥	ペアレントプログラム、ペアレント・メンター事業	障がい児を持つ親を支えながら、親としての育ちを支援する。各種講座の開設・充実を推進する。	発達支援課	継続	
③⑦	障害児相談支援事業の実施	障がい児の、適切な通所サービス利用をコーディネートする相談員、支援員の充実、事業の促進を図る。	発達支援課	継続	
③⑧	子ども期の生活支援の充実	市行政責務として市行政が主体的に、各種生活支援のサービス提供体制の基盤整備や地域生活支援事業の充実、支援の質の向上を図る。	障がい福祉課	見直し	障がい児福祉計画の計画年度に合わせて目標値の変更を行うため。



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・次期計画にインクルーシブ教育の内容を追加すべき。

施策（４）外国人住民への子育て支援の充実

言葉や文化の違いやコミュニケーション不足から生じる問題に対して、円滑かつ適正な行政サービスを提供できるよう、施策の充実や環境整備に努めます。また、文化の異なる子どもたちが、地域のなかで交流し、様々な国や文化を知り、認め合う機会をつくります。

【 重点取組と目標 】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
③⑨	適切な行政情報の提供	日本語の理解や日本の生活習慣についての知識が不十分な外国人住民が、円滑かつ適正な行政サービスを受けられるよう、資料「やさしい日本語」等を使って、施策の充実や環境整備に努める。	まちづくり協働課	継続	



第１回会議における委員からの主な意見等

- ・特になし

施策（５）子どもの貧困対策の推進

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもの学びが保障されるよう支援します。また、子どもの就学支援等、経済的な困窮家庭に対する支援の充実を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課	区分	理由
④⑩	学習支援事業	生活困窮世帯等の中学生を対象に、定期的な学習会を開催し、基礎学力向上及び学習習慣・生活習慣の定着を図る支援を実施することにより、公立高校への進学等をめざすとともに、高校中退を防止する。	福祉暮らし 仕事相談室	継続	
	ヤングケアラー対策事業		子ども家庭相談室	新規	新規に実施予定
	おむつ宅配事業		子育て支援課	新規	新規に実施予定



第1回会議における委員からの主な意見等

・特になし